

# 事後評価箇所選定理由書及び評価軸調書

## 【事業名、地区名、事業の概要】

事業名：林道開設事業

路線名：荒川～天川線

事業概要：延長 L=17,075m、幅員 W=5.00m

利用区域 A=2,067ha

## 【評価箇所選定理由】

森林は、「緑の社会資本」として地球温暖化の防止、国土の保全や水源のかん養をはじめとする多面的な機能を有し、私たちの生活を守る上で大きな役割を果たしている。

これらの公益的機能を持続的に発揮していくためには、森林整備の基礎となり、生活環境の改善にも資する基幹的な林道等を整備し、適切な森林整備を進める必要がある。

今回、対象となる箇所は、森林整備を推進するための基盤施設であり、林道開設後の森林整備等の効果とあわせて、維持管理、地区住民との関わりを検証し、今後の新規事業や継続事業に反映させることが重要と考えている。

## 【評価軸】

トータルデザイン（プラン）について

当路線の利用区域の森林面積は 2,067ha、そのうち、スギ・ヒノキを主体とする人工林が 91%を占め、森林の持つ公益的機能の高度発揮や将来の安定的な木材の供給源の確保として森林整備を実施することが期待されていたが、既設林道の幅員が狭く、行き止まりで、基幹的な林道等の路網が未整備であったことから、木材の搬出や森林整備が効率的に実施できず、森林施業の遅れが懸念されていた。

このため、森林施業に必要な森林への到達時間の短縮、林業労働者に対する軽減、木材や資材運搬の大型トラックによる効率化などを目指し、基幹的な林道開設事業（S63～H13）を実施した。

本事業の整備によって、林道沿線上の森林整備が効率よく進み、大型トラックによる木材搬出が可能となり、林業労働者の軽減が図られた。

しかし、林道沿線上の森林整備の進捗に対し、奥地にある森林については、更なる路網整備が必要である。

## < 論点 >

- ・ 林道開設事業による効果の森林整備の発現状況
- ・ 今後の奥地森林に対する路網整備

#### 維持管理のあり方

林道開設後の維持管理については、唐津市が管理しており、当路線においては年間約50万円の草刈り（年に1回）が地域住民（生産組合及び人材シルバーセンター）へ委託されているが、唐津市の合併（H17.1）によって、林道の維持管理に伴う予算措置が減額され、他の完了路線分まで賄われていない状況となっている。

このため、近年（H12～）では、開設の施工時点において丸太伏工を施工し、維持管理の軽減に努めているが、効果検証を進めていく必要がある。

#### < 論点 >

- ・丸太伏工の効果による発現状況
- ・管理体制や地域住民の参加状況等による見直し、改善点

#### 地域住民と関わりについて

本事業の計画、実施段階においては、県及び市より地元説明を行い、計画、用地、着手についての同意並びに事業に対する要望・意見交換会を毎年度実施してきた。

事業完了後の施設の利活用状況は、地元住民が森林施業として利用としているほか、山菜採り、観光（檜原湿原、観音の滝等）、ドライブ（鳴神の庄～観音の滝～檜原湿原～荒川大橋）として県内外からの一般者も利用している。

不法投棄対策においては、現状が唐津市職員による定期的なパトロール程度であり、地域住民との連携・協力がないたため、情報経路の体制を整備し、「県民協働」として地域住民との連携を図る必要がある。

#### < 論点 >

- ・地域住民の維持管理への関わり
- ・不法投棄に対する連携、巡視体制